

次期計画（案）	現行計画
<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>本県では、平成 <u>17</u> 年 <u>3</u> 月に特定鳥獣保護管理計画(イノシシ) (<u>平成 17 年度～平成 23 年度</u>) を策定し、<u>計画的なイノシシの保護管理事業を通して、農林業被害の軽減と地域個体群の保存を図り、イノシシによる農作物被害は、集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成 20 年度以降ほぼ横ばいの状況であった。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、平成 <u>24</u> 年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を総合的に実施するとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を策定し、取り組みを進めてきた。</p> <p>こうした中、平成 <u>26</u> 年 <u>5</u> 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、平成 <u>27</u> 年 <u>5</u> 月に第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、<u>個体数管理、生息環境管理、被害防止対策等を実践してきた。</u></p> <p><u>第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画が令和3年度末に満了となるが、農作物被害が恒常的に発生していることから、第3期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、引き続き個体数管理、生息環境管理、被害防止対策等を実施する。</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ (<u><i>Sus scrofa</i></u>)</p> <p>3 計画の期間 法令上の理由から、上位計画である<u>第1.3次鳥獣保護管理事業計画</u>を勘案し、次のとおりとする。 <u>令和4年4月1日～令和9年31日</u> <u>なお、特定計画の有効期間内であっても、イノシシの生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて特定計画の改定等を行う。</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 略</p> <p>5 <u>現状</u></p> <p><u>(1) 生息環境</u> 本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経 139 度 08 分 04 秒（上野原市）～西端東経 138 度 10 分 49 秒（南アルプス市）、南端北緯 35 度 10 分 6 秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯 35 度 58 分 18 秒（北杜市）。 地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ</p>	<p>1 計画策定の目的及び背景</p> <p>本県では、平成 <u>17</u> 年 <u>3</u> 月に特定鳥獣保護管理計画(イノシシ) <u>を策定し、科学的で計画的なイノシシの保護管理事業を通して、農林業被害の軽減と地域個体群の保存を図ってきたが、イノシシによる農作物被害は、耕作放棄地の増加など集落がイノシシにとって出没しやすい生息環境となっていることなどにより、平成 20 年度以降ほぼ横ばいの状況である。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、平成 <u>24</u> 年度以降においても引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を総合的に実施するとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進するため、第2期特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を策定し、取り組みを進めてきた。</p> <p>こうした中、平成 <u>26</u> 年 <u>5</u> 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、これまでの保護のための管理から積極的な管理（鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること）に向けて、計画体系の見直しが行われ、平成 <u>27</u> 年 <u>5</u> 月に第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定した。</p> <p><u>平成 29 年 3 月をもって、現行の第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画は計画の期間が終了することから、引き続きイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、第2期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、引き続き、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備等を実施するものとする。</u></p> <p>2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ _____</p> <p>3 計画の期間 法令上の理由から、上位計画である<u>第1.2次鳥獣保護管理事業計画</u>を勘案し、次のとおりとする。 <u>平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日</u></p> <p>4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 略</p> <p>5 <u>第二種特定鳥獣の管理の目標</u> <u>(1) 現状</u> <u>ア 生息環境</u> 本県は日本列島のほぼ中央に位置している（東端東経 139 度 08 分 04 秒（上野原市）～西端東経 138 度 10 分 49 秒（南アルプス市）、南端北緯 35 度 10 分 6 秒（南巨摩郡南部町）～北端北緯 35 度 58 分 18 秒（北杜市）。 地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス（赤石山地）、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ</p>

富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465 km<sup>2</sup>でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.1%が人工林である。また、森林面積の58.3%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.3%、宅地が4.3%、道路が2.7%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

図1 山梨県の地形概要 略

富士山（3,776m）と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は4,465 km<sup>2</sup>でわが国の総面積の1.2%にあたり、県土の77.8%は森林で占められ、その44.2%が人工林である。また、森林面積の58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が5.4%、宅地が4.2%、道路が2.6%、水面・河川・水路が2.1%で、その他が7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯（海拔1,600mから2,400m）にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

図1 山梨県の地形概要 略

本計画のイノシシは、春期（5、6月）にタケノコを、夏から初秋期（7～9月）に双子葉植物を最も多く採食すること、秋期（10～12月）にどんぐりなどの堅果類及び動物質、晩秋から冬期（11月～4月）に根・塊茎の採食量が増加することが報告されている。また、身を隠せる場所を好む習性がある。

すなわち、イノシシは、身を隠せる草本、低木の茂み、食料を供給する落葉広葉樹林、竹林等及び食料、水を供給する水田放棄地を選択的に利用する。

## イ 生息動向及び捕獲等の状況

### （ア）生息動向

イノシシは、県内の市街地や高標高域を除くほぼ全域に分布しており、平成15年度から平成22年度にかけて分布状況はやや拡大したが、その後平成27年度にかけてはやや縮小している。

また、狩猟におけるイノシシの目撃率及び捕獲率は、平成15年度から平成27年度にかけて減少傾向にあることから、生息密度も減少傾向にあると考えられる。

ただし、耕作放棄地の増加等により依然として集落に出没しやすい生息環境となっている。

## （2）生息動向及び捕獲等の状況

### ア 生息動向

第一種銃猟における目撃率及び捕獲率の変化を見ると、平成23年度以降、増減を繰り返しながら減少していることから、イノシシの個体数は減少傾向にあると考えられる。

#### （表1）

ただし、荒廃農地が存在することにより依然として集落に出没しやすい生息環境となっている。

イノシシは、春季（5、6月）にタケノコを、夏から初秋季（7～9月）に双子葉植物を多く採食し、秋季（10～12月）にどんぐりなどの堅果類を、晩秋から冬季（11月～4月）に根や地下茎を主に食べることが報告されている。

また、身を隠せる場所を好む習性があり、身を隠せる草本、低木の茂み、落葉広葉樹林、竹林等を利用することも報告されている。

表1 目撃率および捕獲率の変化（第一種銃猟）

年度	出猟人数	イノシシ目撃数				イノシシ捕獲数				目撃率 (頭/日数)	捕獲率 (頭/日数)	
		成獣	幼獣	不明	合計	オス	メス	幼獣	不明			合計
H23	10,475	1,970	823	296	3,089	535	376	140	33	1,084	0.29	0.10
H24	10,027	1,657	579	209	2,445	505	351	139	20	1,015	0.24	0.10
H25	8,747	1,189	459	208	1,856	240	195	62	8	505	0.21	0.06
H26	9,337	1,463	614	280	2,337	394	289	144	25	852	0.25	0.09
H27	7,750	901	339	175	1,415	223	167	45	-	435	0.18	0.06
H28	9,014	1,462	528	217	2,207	422	291	90	-	803	0.24	0.09
H29	8,016	1,045	321	134	1,500	255	196	55	-	506	0.19	0.06
H30	8,571	889	343	124	1,356	271	186	63	-	520	0.16	0.06
R1	6,793	934	220	67	1,221	330	252	54	-	606	0.18	0.09
R2	9,250	457	152	95	704	137	105	27	-	269	0.08	0.03

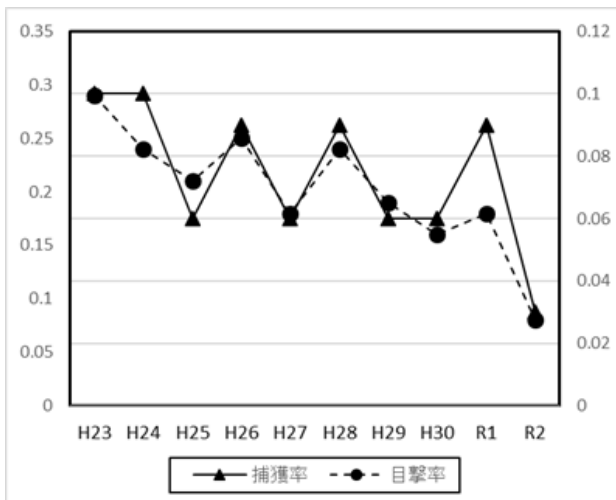


図2 目撃率および捕獲率の変化（第一種銃猟）

(ア) 生息分布

a 平成18年度の分布状況

平成18年度における出猟カレンダー及び痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図3に示した。調査対象メッシュは181、非調査対象メッシュは35であった。生息確認メッシュは145あり、生息確認率は80.1%であった。

b 平成28年度の分布状況

次に平成28年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図4のとおりで

a 山梨県内のイノシシの分布状況

(a) 平成18年度の分布状況

平成18年度における出猟カレンダーおよび痕跡密度調査によるイノシシの分布状況を図2に示した。調査対象メッシュは181、非調査対象メッシュは35であった。生息確認メッシュは145あり、生息確認率は80.1%であった。

(b) 平成25年度の分布状況

次に平成25年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図3のとおりで

ある。調査対象メッシュは174、非調査対象メッシュは42であった。生息確認メッシュは117あり、生息確認率は67.2%であった。平成18年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況より縮小している。

c 令和2年度の分布状況

令和2年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図5のとおりである。調査対象メッシュは172、非調査対象メッシュは44であった。生息確認メッシュは109あり、生息確認率は63.4%であった。平成28年度に比べ生息確認率が3.8%減少していることから生息分布がやや縮小していると考えられる。

図3 平成18年度のイノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

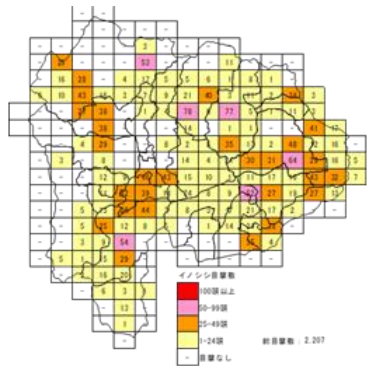


図4 平成28年度のイノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

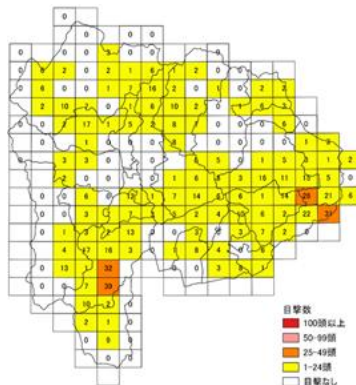


図5 令和2年度のイノシシ目撃数の分布（第一種銃猟）

(イ) 生息密度

イノシシの繁殖は堅果類の豊凶(表2)等による餌資源量の年変動により大きく変化する

ある。調査対象メッシュは180、非調査対象メッシュは36であった。生息確認メッシュは145あり、生息確認率は80.5%であった。平成18年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況とほぼ同程度となっている。

(c) 平成27年度の分布状況

次に平成27年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況は図4のとおりである。調査対象メッシュは174、非調査対象メッシュは42であった。生息確認メッシュは127あり、生息確認率は72.9%であった。平成25年度における出猟カレンダーによるイノシシの分布状況よりもやや縮小している。

図2 H18における出猟カレンダーの第一種銃猟による目撃数 略

図3 H25における出猟カレンダーの第一種銃猟による目撃数 略

図4 H27における出猟カレンダーによる目撃数（第一種銃猟） 略

b 生息密度

イノシシの繁殖率は堅果類の豊凶等による餌資源量の年変動により大きく変化する

ることが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。（平成26年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より）

表2 山梨県の堅果類の豊凶調査結果（H28～R2）

	H28	H29	H30	R1	R2
ブナ	凶作	凶作	凶作	凶作	凶作～並作
ミズナラ	凶作～並作	並作	凶作～並作	凶作	並作
コナラ	並作	並作	並作	並作	並作

次に、平成22年度から令和2年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表1、[図2](#)に示した。上記の観点からイノシシの密度を評価すると、捕獲率は年変動が大きいですが、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率ともに若干減少傾向にあり、イノシシの生息密度は、やや減少していると考えられる。

## イ 捕獲等の状況

### (ア) 捕獲状況

狩猟、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、平成18年度から平成30年度までおおよそ1,700頭から4,000頭の間を隔年で増減を繰り返しながら推移していたが、令和元年度は過去最高の4,300頭となり、令和2年度は2,200頭と大幅に減少している。

#### a 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から令和2年度までの狩猟による捕獲頭数は、19,077頭であり、1年あたり1,272頭となっている。狩猟による捕獲は全体の42%を占めており個体数を調整する上で狩猟が重要な役割を担っている。

同じく狩猟の延長期間における捕獲頭数は、3,089頭であり、1年あたり206頭となっている。

延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は16.2%となっていることから、狩猟期間の延長により捕獲圧の強化ができていると言える。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもイノシシを捕獲できることとした。

#### b 有害捕獲

有害捕獲は、管理捕獲を本格的に実施した平成20年度以降、100頭から200頭程度で推移していた。平成29年度に500頭を超え、平成30年度には900頭となったが、令和2年度は200頭と大幅に減少している。

ることが報告されている。また餌資源の分布変動によって行動域を大きく変化させる動物であるため、年により捕獲率が大きく変化することもあり得る。イノシシの個体群動向を評価するには比較的長期の密度指標変化に基づく必要があると考えられる。（平成26年度イノシシ生息等モニタリング調査報告書より）

次に平成15年度から27年度までの第一種銃猟における出猟人日数、イノシシ目撃数、捕獲数、目撃率、捕獲率を表1、[図5](#)に示した。上記の観点からイノシシの密度指標を評価すると、捕獲率は年変動が大きいですが、全体的には目撃率の年変化と一致している。また、目撃率、捕獲率共に若干減少傾向にあり、イノシシの生息密度は、やや減少していると考えられる。

図5 第一種銃猟における目撃率と捕獲率の変化 略

表1 目撃率および捕獲率の変化 略

### (イ) 捕獲状況

狩猟、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲を合わせたイノシシの捕獲頭数は、平成20年度から平成24年度まで3,000頭前後で推移し、平成25年度は1,951頭、平成26年度は2,522頭、平成27年度は1,929頭で、隔年で増減を繰り返す傾向は変わらないものの長期的な傾向として減少傾向にある。

#### a 狩猟

本県では、平成18年度からイノシシの狩猟期間を2月16日から3月15日まで1ヶ月間延長している。平成18年度から平成27年度までの狩猟による捕獲頭数は、14,326頭であり、1年あたり1,432頭となっている。同じく延長期間における捕獲頭数は、2,292頭であり、1年あたり229頭となっている。

延長期間における捕獲頭数の全体に占める割合は、16.0%となっており猟期の延長により捕獲圧を強化できているといえる。

また本県では、平成19年度から特例休猟区制度を導入し、狩猟期に休猟区においてもイノシシを捕獲できることとした。

#### b 有害捕獲

有害捕獲は、管理捕獲を本格的に実施した平成20年度以降、100頭から200頭程度までの頭数で推移している。



図6 イノシシによる農作物被害状況 略

イ 荒廃農地 面積の推移

令和2年度は、本県の荒廃農地面積は6,695haであり、平成27年度に比べ、面積で314ha減少しているが、依然として多い。

表4 荒廃農地面積の推移 略

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
荒廃農地面積 (ha)	7,009	6,786	6,818	6,791	6,808	6,695

ウ 被害防除対策の実施状況

獣害防止柵の設置などを行い、加害個体の侵入を防止しており、平成28年度から令和2年度までにおける獣害防止面積の整備実績は累計で926haとなっている。

図7 農地に係る防護柵の設置状況（獣害防止面積） 略

(4) その他

イノシシは、古くから食料、衣料、日常生活品のための重要な資源で、狩猟の対象とされてきた。現在でも魅力ある狩猟資源として活用されており、経済的価値も持っている。また、最近30年ほどの間に大型獣を対象とする大物猟への嗜好が高まる中で狩猟者にとって最も重要な動物の一つとなっているため、個体数を調整する上で管理捕獲等だけでなく狩猟が重要な役割を担っている。

また、豚熱（CSF）の野生イノシシの罹患個体が概ね県内全域で確認されている。（表5、図7）

表5 野生のイノシシの豚熱（CSF）検査実施状況（単位：頭）

年度	検査 個体	陽性	陽性内訳	
			死亡	捕獲
R3	88	10	9	1
R2	192	56	37	19
R1	150	13	6	7

図6 イノシシによる農作物被害状況 略

b 耕作放棄地面積の推移

平成27年農林業センサスの結果では、本県の耕作放棄地面積は3,014haであり、平成22年センサス時に比べ、面積で104ha減少しているが、依然として多い。

表3 耕作放棄地面積の推移 略

(イ) 被害防除の 状況

平成23年度から平成27年度までにおける獣害防止面積の整備実績は、1,535haとなっている。

表4 獣害防止面積の整備状況 略

(ウ) その他

イノシシは、古くから食料、衣料、日常生活品のための重要な資源で、狩猟の対象とされてきた。現在でも魅力ある狩猟資源として活用されており、経済的価値も持っている。また、最近30年ほどの間に大型獣を対象とする大物猟への嗜好が高まる中で狩猟者にとって最も重要な動物の一つとなっている。

よって、個体数を調整する上で管理捕獲等だけでなく狩猟が重要な役割を担っている。

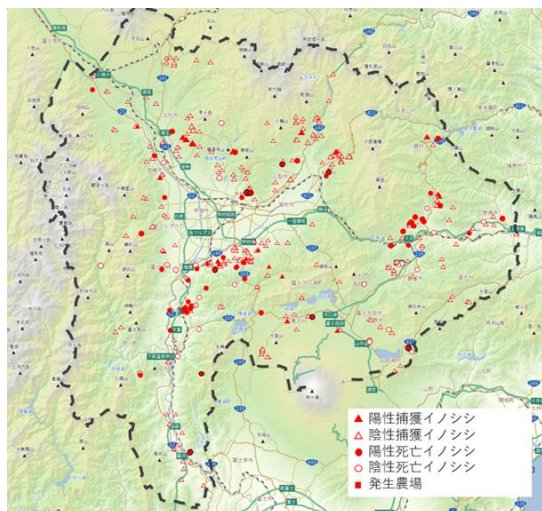


図7 山梨県内の野生イノシシの豚熱（CSF）発生状況（R3.10現在）

## 6 特定計画の評価と改善

第2期計画に記載した管理の目標について、次のとおり評価した。

### (1) 農作物被害の抑制

イノシシによる農作物被害については、管理捕獲の実施や獣害防止柵の設置などを行い、第2期計画策定した平成29年度以降、農業被害面積、被害量及び被害額が減少傾向にあり、農作物被害は抑制されている（図6）。

しかしながら、依然として被害が発生している状況にあるため、引き続き、里山周辺のイノシシの捕獲を続ける必要がある。

### (2) 地域個体群の健全かつ適正な維持

地域個体群の健全かつ適正な維持を行うため、奥山のイノシシについての管理捕獲を行わず、里山のイノシシの密度を減らすことを目標に、管理捕獲の実施、集落周辺の環境整備を行った結果、第2期計画以前の平成28年度と令和2年度のイノシシ目撃数の分布を比較すると、里山周辺が目撃数が減少している（図4、図5）。

ただ、里山周辺では目撃が令和2年度に704頭あり、未だに多数目撃されていることから、集落周辺の里山を中心にイノシシの捕獲を継続する必要がある。

以上のことから、市町村と連携し、被害の実態に即した管理捕獲、集落周辺の環境整



備、獣害防止柵の設置などを効果的に行い、イノシシと人間との共存及び地域個体群の健全かつ適正な維持を図る必要がある。

## 7 管理の目標

イノシシによる被害の多くは農作物被害であり、生活被害や林業被害を出すことは少ないことから、最も重視すべきことは、農作物被害の抑制であるとともに、古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要であるとの視点に立って、本計画では次の2点を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 地域個体群の健全かつ適正な維持

### 目標を達成するための施策の基本的考え方

管理の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生息環境管理の効果を十分なものとするなど、これらの3項目は相互に深く関係性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その中で上記3項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく荒廃農地などの生息環境の改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

## 8 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が

## (2) 管理の目標

イノシシによる被害の多くは農作物被害であり、生活被害や林業被害を出すことは少ないことから、最も重視すべきことは、農作物被害の抑制であるとともに、古くから狩猟の対象として価値の高い野生動物であること、また生物多様性保全の観点から、地域個体群の保全に配慮が必要であるとの視点に立って、本計画では次の2点を管理の目標とする。

- ① 農作物被害の抑制
- ② 地域個体群の健全かつ適正な維持

## (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

管理の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生息環境管理の効果を十分なものとするなど、これらの3項目は相互に深く関係性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その中で上記3項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく耕作放棄地などの生息環境の改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

## 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

管理の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防止対策の3つの項目をバランス良く計画的に実施する必要がある。また、柵の設置により捕獲がしやすくなり、生息環境管理の効果を十分なものとするなど、これらの3項目は相互に深く関係性を持っていることから、総合的に実施する必要がある。

施策を実施する際には、被害防除地域（被害を重点的に防ぐ場所）を定め、その中で上記3項目を計画的かつ総合的に行う。生息密度を適正な水準に減少させるには個体数調整だけでなく耕作放棄地などの生息環境の改善を行うことが不可欠である。これらの対策により被害を減少させることができる。

当面の数の調整に関する基本方針を以下のように定め、それにしたがって、狩猟、有害捕獲、及び管理捕獲の実施方法、並びに捕獲数の目標を以下のように定める。

### 〔基本方針〕

イノシシによる被害の多くは農作物被害であることと、狩猟者の減少により捕獲の努力量が

低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・ 農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

### (1) 捕獲等事業の実施に関する事項

#### ア 狩猟

県内全域の狩猟圧を高めるため、次の施策を実施する。

#### (ア) 特例休猟区制度の適用

本県では平成19年度からイノシシについて特例休猟区制度を適用していき、平成28年度以降、休猟区の指定はないが、今後、休猟区が指定された際は、その区域内におけるイノシシの狩猟を可能とする。

#### (イ) 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間については、引き続き11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1ヶ月間延長することとする。ただし、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。

#### (ウ) くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する日までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始日については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議等の意見を踏まえ、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

#### イ 有害 捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。

実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、はこわな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月は、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

#### ウ 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

低下するおそれがある現状をふまえ、特に農作物被害につながる加害個体の捕獲や、里山のイノシシの密度を減らすことを目標とする。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 奥山のイノシシについての管理捕獲は行わない。
- ・ 農業被害につながるのは、里山の耕作地周辺に生息するイノシシであることから、この地域のイノシシの密度を限りなく0に近づけることを目標にする。

### (1) 狩猟

県内全域の狩猟圧を高めるため、次の施策を実施する。

#### ア 特例休猟区制度の適用

イノシシについて特例休猟区制度を適用する。休猟区が設定された際は、その区域内におけるイノシシの狩猟を可能とする。

#### イ 狩猟期間の延長

狩猟期間については、11月15日から3月15日とし、通常の狩猟期間を1ヶ月間延長することとする。但し、モニタリング調査等により期間延長の必要がないと判断された場合は中止する。

#### ウ くくりわなの輪の直径の規制緩和

イノシシを捕獲するために使用するくくりわなの輪の直径を12センチメートル以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下に緩和する。

なお、規制緩和の開始時期については、イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴きながら、狩猟期前に定めることとする。

なお、くくりわなによるツキノワグマの捕獲は禁止されているが、イノシシを捕獲するために仕掛けたくくりわなに、ツキノワグマがかかるケースがある。くくりわなによるイノシシの狩猟を行う場合には、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、わなの設置場所や設置方法等についての指導を徹底する。

### (2) 有害鳥獣捕獲

有害捕獲は、イノシシによる農業被害等を防止するために里山を中心とした地域で市町村、農業協同組合等の法人及び被害を受けている個人等が実施する。

実施時期は、農作物被害が多い時期を中心に実施する。

捕獲方法は、実施時期や実施区域に応じてくくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行い、加害個体を捕獲するように努める。

また、ツキノワグマの活動期間である4月から12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

### (3) 管理捕獲

管理捕獲は、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを対象として市町村が実施する。

実施時期は、通年であるが、メスの成獣の妊娠期間中や特に農作物被害が多い時期に実施するよう努める。

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。  
 管理捕獲の実施にあたっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。  
 捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくりわな、はこわな、銃猟等を適宜選択して行う。

また、ツキノワグマの活動期間である4月～12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくりわなの使用はできるだけ避け、はこわなを用いる。

(2) 捕獲数の目標

基本方針に従って狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた捕獲数の目標を以下に定める。  
 県内に生息するイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、過去10年（平成18年度～27年度）における捕獲頭数の平均値は、2,712頭であることから、荒廃農地 周辺等の里山における捕獲の取り組みの一層の強化により年間3,000頭を目標とする。  
 また、農作物の被害状況やモニタリング調査の結果をふまえ、必要に応じて捕獲量の調整や捕獲数の目標の見直しを行う。

9 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

生息地の保護及び環境の整備には、イノシシを集落に近づけないようにする集落環境の整備と、奥山等でイノシシの個体群の存続を将来的に補償していくための環境の整備の2点がある。

(1) 集落環境の整備

イノシシを集落に近づけないように集落環境の整備を行うが、詳細は10(1)集落周辺の環境整備に記載する。

(2) 奥山等での環境の整備

奥山等でイノシシの個体群の存続を将来的に補償していくために環境の整備を行う。  
 イノシシの生息環境である森林の手入不足やニホンジカの採食圧等により荒廃が進んでいることから、ニホンジカの個体数調整との連携を図る。また、農地及び人家から離れた場所を中心に、現存する広葉樹林の保全・整備、針葉樹林の針広混交林への誘導等、多様な自然植生の維持・回復に資する森林の保全・整備を推進する。

10 被害防除対策に関する事項

イノシシにとって集落や地域をエサ場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。被害が発生している地域、特に中山間地域における荒廃農地や、耕作地周辺の山林（里山）の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生要因除去に努める必要がある。

(1) 集落周辺の環境整備

ア 集落内農地土地利用形態の見直し

実施区域は、市町村において農作物被害が多い地区を選定する。  
 管理捕獲の実施にあたっては、事前に地域住民に周知し、安全確保に努める。  
 捕獲方法については、実施時期や実施区域に応じてくりわな、箱わな、銃猟等を適宜選択して行う。

ツキノワグマの活動期間である4月～12月にわなを使用する場合には、錯誤捕獲がおきないようにくりわなの使用はできるだけ避け、箱わなを用いる。

(4) 捕獲数の目標

基本方針に従って狩猟・有害捕獲・管理捕獲を合わせた捕獲数の目標を以下に定める。  
 県内に生息するイノシシの生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、過去10年（平成18年度～27年度）における捕獲頭数の平均値は、2,712頭であることから、耕作放棄地 周辺等の里山における捕獲の取り組みの一層の強化により年間3,000頭を目標とする。  
 また、農作物の被害状況やモニタリング調査の結果をふまえ、必要に応じて捕獲量の調整や捕獲数の目標の見直しを行う。

7 第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項

(1) 生息環境の保護・整備

針広混交林の整備  
 これまでに造成された針葉樹一斉林を複層林や広葉樹との混交林に誘導し、多様な森林構成にするよう整備する必要がある。

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

イノシシにとって集落や地域をエサ場と認識させない取り組みを行うには、個人の努力だけでは限界があり地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。被害が発生している地域、特に中山間地域における耕作放棄地や、耕作地周辺の山林（里山）の管理不足は、イノシシの餌場や隠れ場といった好適な生息環境を提供すると考えられるので、これら被害発生要因除去に努める必要がある。

ア 集落周辺の環境整備

(ア) 集落内農地土地利用形態の見直し

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

#### イ 野生動物を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

#### ウ 集落周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畑などの人間の生活圏に入りにくくする。

#### エ 竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシのえさとなるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

#### オ 荒廃農地等の解消

水田等の荒廃農地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

### (2) パトロール

前述の里山や荒廃農地の管理、集落内の誘引要素の除去の効果をさらに高めるため、これらの地域の猟犬を使ったパトロールや地域住民による利用が重要となる。人の動きが頻繁になることで、イノシシをはじめとした野生動物の警戒心を持続させ、集落に寄せつけない効果を得る。

### (3) 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣摒くんライト」等）といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。

農業者等は、被害状況に応じて電気柵等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ必要に応じて農地や集落を獣害対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

### (4) 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

#### ア 学習会の開催等

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。

あまり食べようとしない作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付けや、畑の周囲をこのような作物で囲い目隠しにする等、地域の土地利用形態を見直す。

#### (イ) 野生動物を誘引する要素の除去

野生動物は農作物だけを目当てに人里に侵入しているわけではない。集落内に存在する収穫しなくなった放任果樹や収穫残渣・くず野菜の放置、墓地の供物の放置などが野生獣に対する餌付け行為となる。したがって、イノシシを集落に近づけるこのような要因を排除した環境改善を行う。

#### (ウ) 集落周辺の森林（里山）の手入れ

集落周辺の里山の森林整備を行い、人と動物との緩衝帯を設置し、イノシシ等の野生動物を集落や田畑などの人間の生活圏に入りにくくする。

#### (エ) 竹林の手入れ

春から初夏にかけて生長するタケノコは、イノシシのえさとなるので、竹林を適切に管理することによって、竹林を拠点として集落に入りにくくする。

#### (オ) 耕作放棄地等の解消

水田等の耕作放棄地における放牧等や刈り払い、放任果樹地帯の整備を行うことによって野生動物を集落に入りにくくする。

### イ パトロール

前述の里山や耕作放棄地の管理、集落内の誘引要素の除去の効果をさらに高めるため、これらの地域の猟犬を使ったパトロールや地域住民による利用が重要となる。人の動きが頻繁になることで、イノシシをはじめとした野生動物の警戒心を持続させ、集落に寄せつけない効果を得る。

### ウ 柵の設置等による被害防除の強化

ワイヤーメッシュ柵や電気柵（県総合農業技術センターで開発した多獣種対応型進入防止柵である「獣摒くんライト」等）といった柵は、正しく設置すればイノシシの被害防除に効果がある。

農業者等は、被害状況に応じて電気柵等を設置し農作物の被害等を防除する。

市町村、農業団体等は、地域の実情に合わせ必要に応じて一定規模の農地や集落を獣害対策用の柵で囲いイノシシの侵入を防止する。また里山と農地の間に柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

県は、設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

電気柵等の効果を持続させるには、定期的な下草の除去や見回り等適切な維持管理を行う必要があり、市町村において住民、農業者等による電気柵の維持管理組織の設置等を促進する。

### エ 地域ぐるみの取り組み

地域における総合的な被害防除の取り組みとして市町村、県等から支援を受けながら地域ぐるみで次の取り組みを行う。

#### (ア) 学習会の開催

イノシシの生態、被害防止対策に関する知識や技術等の習得や地域リーダーの育成を図る。



## 12 その他管理のために必要な事項

### (1) 計画の実施体制

行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携により実施する。

### (2) 市街地出沒への対応

市街地へのイノシシの出沒に対応できるよう、市町村が策定するイノシシ等の大型獣が出沒した際の対策マニュアルについて作成支援を行う。

### (3) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等感染症対策

現状、県内においても豚、イノシシ共通の感染症である豚熱 (CSF) が全県的に発生しているため、豚熱の対策としてイノシシに関連する感染症の資料を作成し、捕獲従事者等への感染防止対策、捕獲時のイノシシの適切な扱いなど、周知を行う。また、現在、国内未発生であるが、発生状況によってはアフリカ豚熱 (ASF) に対する農場へのウイルス侵入防止策の強化を図る必要がある。

### (4) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物に合ったわな・檻の設置等の徹底を図る。また、錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。

### (5) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施にあたっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害

施した事業の評価・検証を行うとともに、その結果を、第二種特定鳥獣管理計画の変更や次年度実施計画の作成に反映させる。

## 図7 計画の実施体系 略

### (4) 普及啓発・広報活動

管理事業の実施にあたっては、住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠であることから、県は管理事業の実施状況や調査結果に基づく、イノシシの生息状況、被害状況、捕獲状況等について、ホームページ等により公表するよう努める。

市町村はイノシシの生息状況など地域の実情に応じた講習会の開催やパンフレットの活用等により、住民等に対しイノシシに関する基本的知識の周知やイノシシに対する被害防止対策や生息環境管理など住民自らが取り組める対策の普及啓発に努める。

### (5) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させるとともに、効率的な捕獲や効果的な植生回復の手法等について研究を進めて行く。

防止対策や生息環境管理など住民自らが行き組める対策の普及啓発に努める。

(6) その他

管理事業の実施にあたっては、県や大学等の研究機関の科学的知見に基づく調査結果や研究成果を取り入れ、管理の目標設定や、目標を達成するための施策に反映させる。

参 考 資 料

捕獲状況及び狩猟者の状況

- ① イノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移

⑤ イノシシに係る特定計画策定の経緯

出猟カレンダー様式

捕獲状況及び狩猟者の状況

- ①山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化

図9 山梨県のイノシシ捕獲数の推移

表7 山梨県のイノシシ捕獲数の推移 (図9の基礎データ)

- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数

図10 山梨県の平成元年度から令和2年度までの狩猟免許別の狩猟数 略

- ③ 狩猟者登録数

図11 山梨県の狩猟者登録数の推移 略

- ④ 年齢別狩猟者数の推移

図12 山梨県の年齢別狩猟者数の推移 略

⑤イノシシに係る特定計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）
- ・第2期第二種特定鳥獣管理計画（H29年4月1日～R4年3月31日）

付 属 資 料

狩猟による捕獲 状況

- ① イノシシ捕獲数の経年変化
- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数
- ③ 狩猟者登録数
- ④ 年齢別狩猟者数の推移

⑤ 狩猟者登録率の推移

⑥ イノシシに係る特定計画策定の経緯

出猟カレンダー様式

狩猟による捕獲 状況

- ①山梨県のイノシシ捕獲数の経年変化

図8 山梨県のイノシシ捕獲数の推移

表5 山梨県のイノシシ捕獲数の推移 (図8の基礎データ)

- ② 狩猟免許種別のイノシシ捕獲数

図9 山梨県の平成元年度から27年度までの狩猟免許別の狩猟数 略

- ③ 狩猟者登録数

図10 山梨県の狩猟者登録数の推移 略

- ④ 年齢別狩猟者数の推移

図11 山梨県の年齢別狩猟者数の推移 略

⑤ 狩猟者登録率の推移

表6 狩猟免許別狩猟者登録率の推移 略

⑥ イノシシに係る特定計画策定の経緯

- ・第1期特定鳥獣保護管理計画（H17年4月1日～H24年3月31日）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（H24年4月1日～H27年5月28日）
- ・第1期第二種特定鳥獣管理計画（H27年5月29日～H29年3月31日）

--	--